

# 福祉有償運送に係る運営状況（平成18年度下半期）について

平成19年9月28日

三重県健康福祉部長寿社会室

三重県政策部交通政策室

## 1 はじめに

### (1) 趣旨

福祉有償運送が適正に実施され、利用者の利便と安全を確保するためには、運行状況、会員登録の状況、運転者、車両等運行体制の状況、事故及び苦情対応の状況等福祉有償運送の運営状況について、地域の関係者からなる運営協議会において定期的に確認され、その結果を踏まえ、福祉有償運送を実施するNPO法人等に対して、運営協議会から必要な指導・助言が行われることが重要です。

そのため、三重県内では、道路運送法第79条の規定に基づく登録（改正前の旧法においては第80条第1項の規定に基づく許可）の前提となる運営協議会の合意の条件として、運送主体であるNPO法人等登録法人（自家用有償旅客運送者）から関係する運営協議会に対して、半期毎に所定の内容の運営状況を報告することが求められています。

本報告書は、福祉有償運送の適正かつ円滑な実施を図るため、今後、運営協議会がNPO法人等に対し必要な指導・助言を行う際の一助となるよう、前記の条件に基づき各登録法人から各運営協議会に対して提出された平成18年度下半期における運営状況報告の内容を、県において集約したものです。

※ 平成18年10月1日に改正道路運送法が施行されたことに伴い、福祉有償運送制度は許可制から登録制に移行しております。また、平成18年9月末日までに旧法により許可を取得した法人は、新法に基づき登録を受けた者とみなされています。

※ 運営状況の報告時期は、平成18年11月から12月に開催されました各運営協議会の合意に基づき、平成18年10月以降、4半期毎から半期毎に変更されております。

上半期…4月～9月（報告期限10月20日まで）

下半期…10月～3月（報告期限4月20日まで）

### (2) 報告内容

報告内容は次のとおり。

- ・ 運行状況
- ・ 会員登録の状況
- ・ 運転者の状況
- ・ 使用車両の状況
- ・ 事故の状況
- ・ 苦情対応の状況

## 2 運営状況の概要

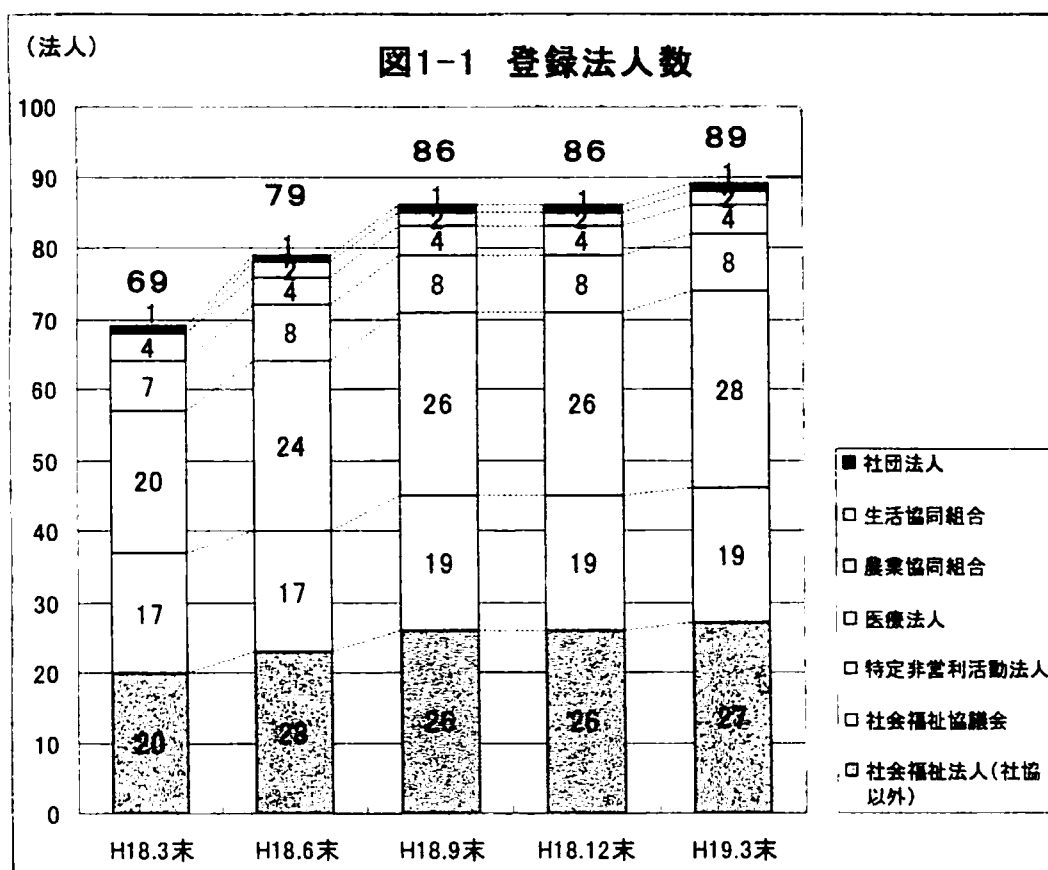
### (1) 運送主体

#### 1.1 登録法人数

改正道路運送法の施行後の平成18年10月から平成19年3月の間に、新法第79条に基づき、新たに3法人が登録を受け、平成19年3月末現在、89法人（平成18年9月末現在：86法人）が登録を受けています。

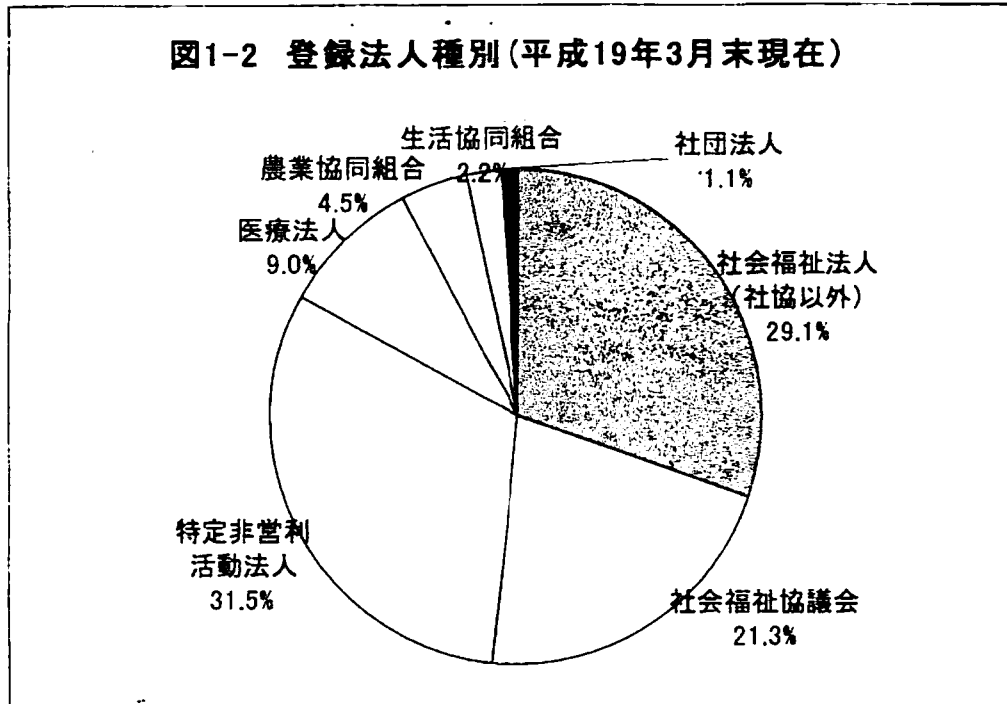
登録法人（自家用有償旅客運送者）の法人種別による内訳は、社会福祉法人が46法人（51.7%）（うち社会福祉協議会は19法人（21.3%））、特定非営利活動法人が28法人（31.5%）、医療法人が8法人（9.0%）、農業協同組合が4法人（4.5%）、生活協同組合が2法人（2.2%）、社団法人が1法人（1.1%）となっています。（図1-1、図1-2）

※ 89法人のうち86法人は、平成18年10月の改正道路運送法施行前に旧法第80条第1項に基づき許可を取得しており、10月1日以降は、福祉有償運送が登録制に移行したことに伴い、新法に基づき登録を受けた者とみなされています。（みなし自家用有償旅客運送者）



※ 平成18年9月末までの法人数は、旧道路運送法第80条による許可法人数

図1-2 登録法人種別(平成19年3月末現在)



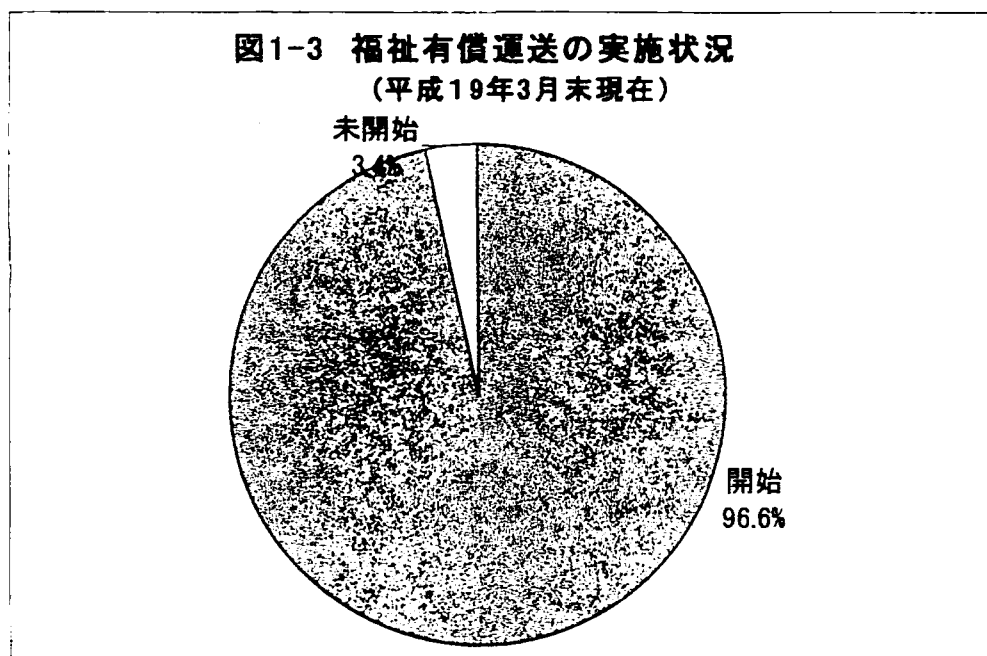
## 1.2 実施法人数

平成19年3月末現在で市町に開始届が提出され、福祉有償運送を実施している法人は、登録法人89法人中86法人(96.6%)となっています。(図1-3)

ただし、有資格の運転者が退職に伴い、うち1法人が9月以降福祉有償運送を休止しており、実質的な実施法人は85法人となります。

なお、4月1日以降に3法人が福祉有償運送を開始届したほか、1法人が3月31日をもって廃止、さらに1法人が休止しており、現在では86法人で福祉有償運送が実施されています。

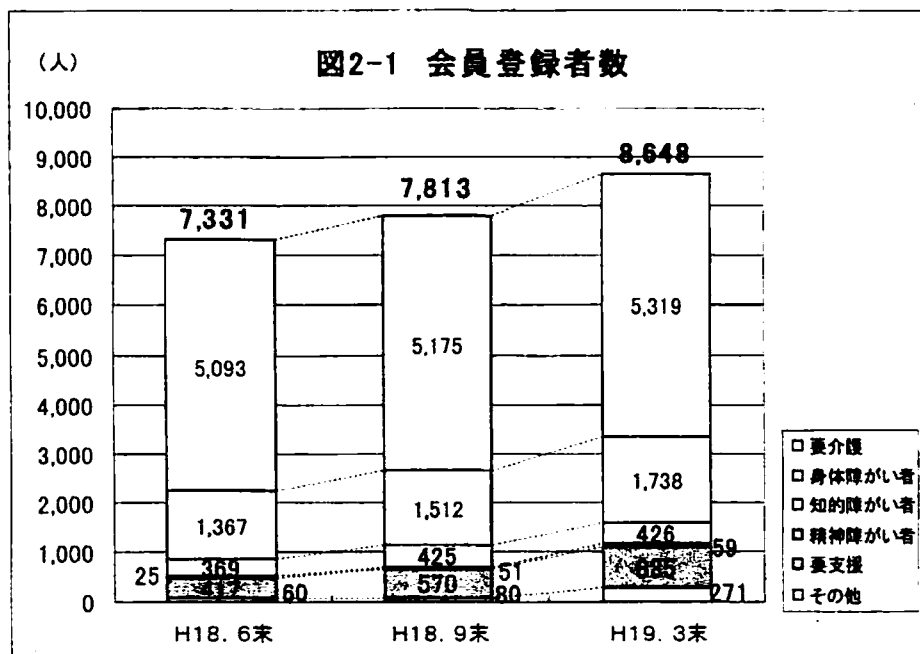
図1-3 福祉有償運送の実施状況  
(平成19年3月末現在)



## (2) 会員登録の状況

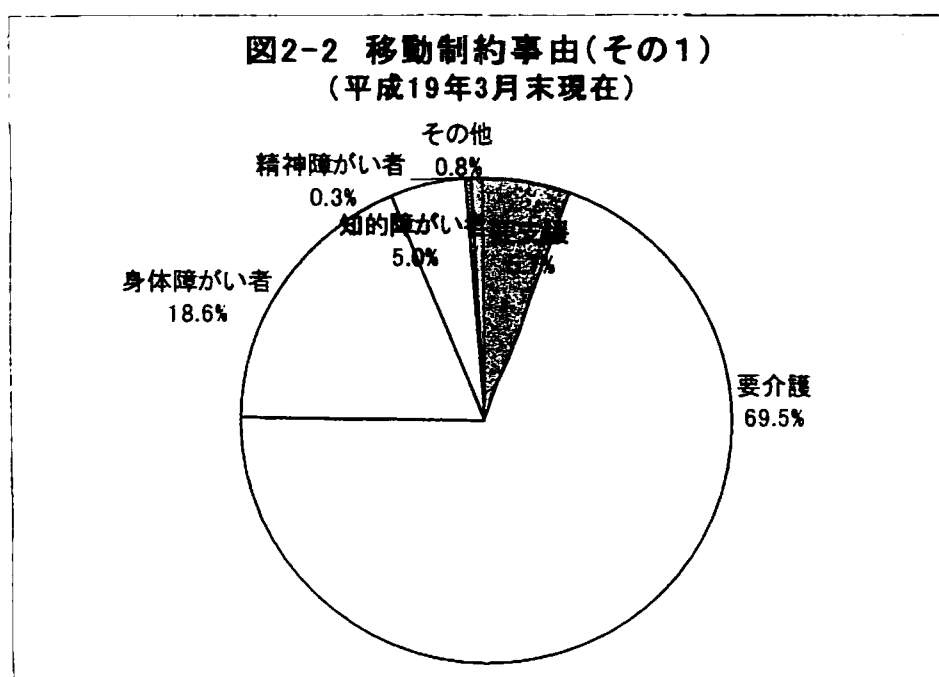
### 2.1 会員登録者数

各運送主体に登録されている会員数は、平成19年3月末現在8,648人で、9月末の会員登録者数7,813人に対し835人(10.7%)増加しました。(図2-1)



### 2.2 会員の移動制約事由

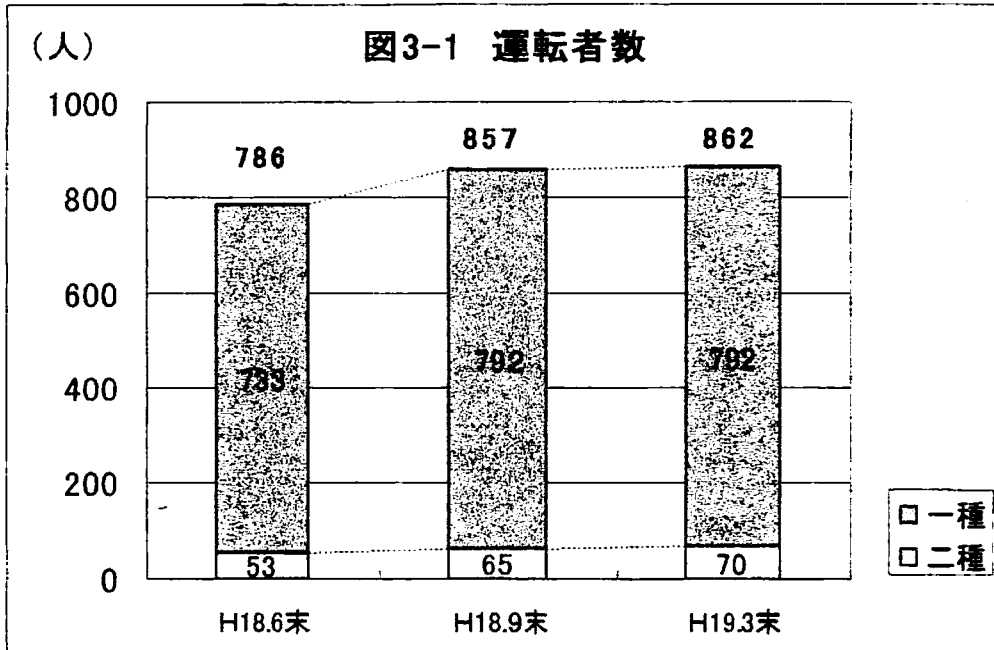
平成19年3月末現在の移動制約事由別会員数は、要支援者が9月末現在に対し265人増の835人(5.7%)、要介護者が同じく144人増の5,319人(69.5%)、身体障がい者が同じく226人増の1,738人(18.6%)、知的障がい者が同じく1人増の426人(5.0%)、精神障がい者が同じく8人増の59人(0.3%)、その他が同じく191人増の271人(0.8%)となっています。(図2-1、図2-2)



### (3) 運転者の状況

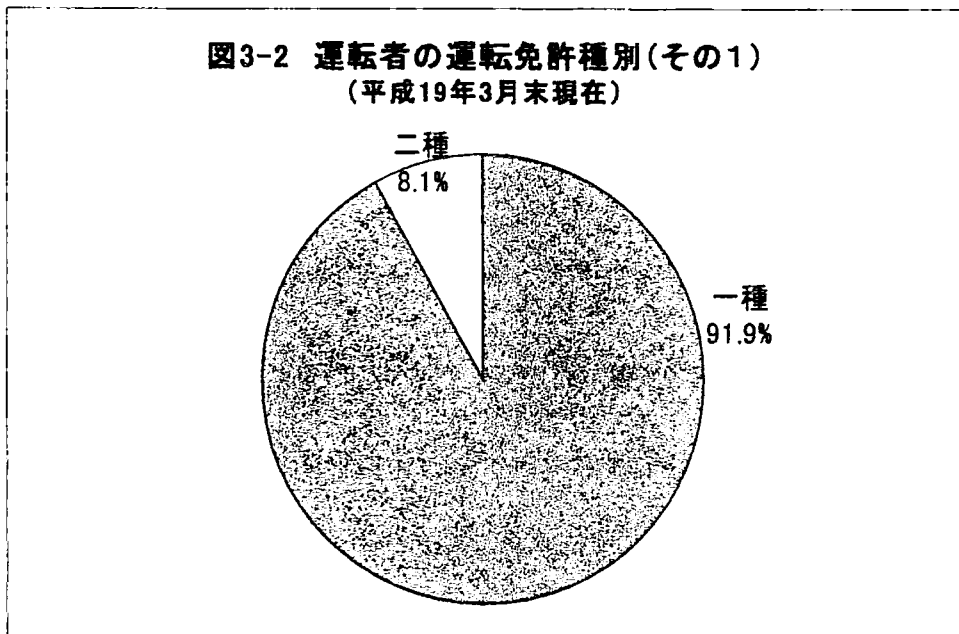
#### 3.1 運転者数

福祉有償運送に従事する運転者数は、平成19年3月末現在862人となっており、9月末現在の運転者数857人に対し5人(0.6%)増加しました。(図3-1)



#### 3.2 運転者の運転免許種別

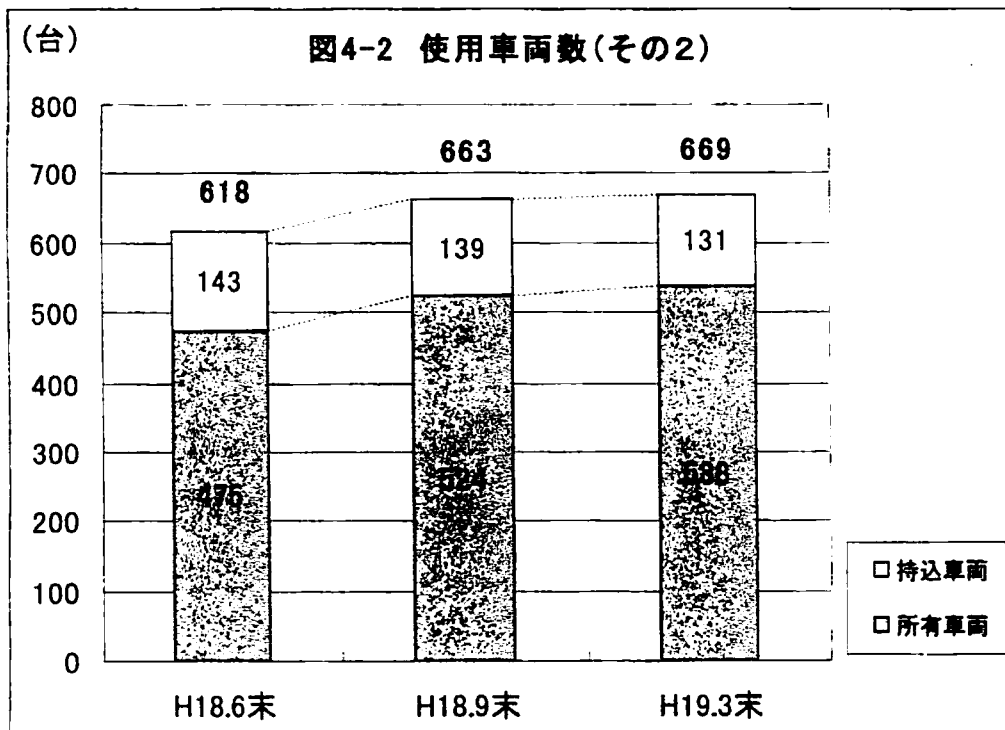
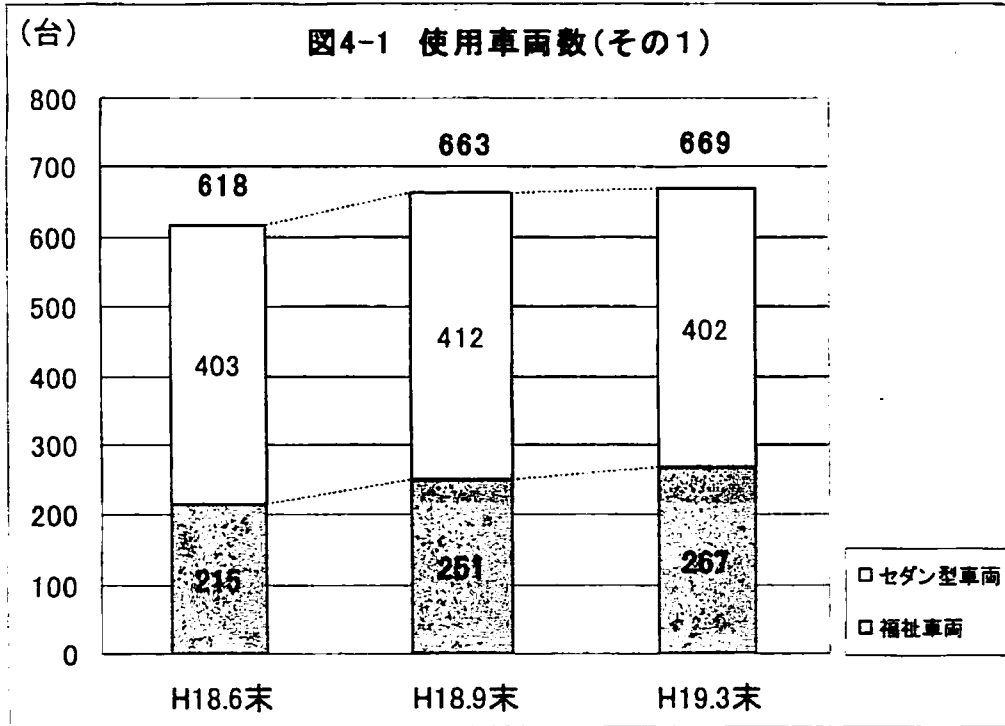
平成19年3月末現在で運転業務に従事する運転者の運転免許種別は、第二種運転免許保有者が9月末現在に対し5人増の70人(8.1%)、第一種運転免許保有者が9月末現在と変わらず792人(91.9%)と、大部分の運転者の保有免許は第一種運転免許となっています。ただし、第二種運転免許保有者の割合は、9月末現在に対し0.5%増加しています。(図3-1、図3-2)



(4) 使用車両の状況

4.1 使用車両数

各運送主体で使用する車両は、平成19年3月末現在669台となっており、6月末現在の車両数663台に対し6台(0.9%)増加しました。(図4-1、図4-2)

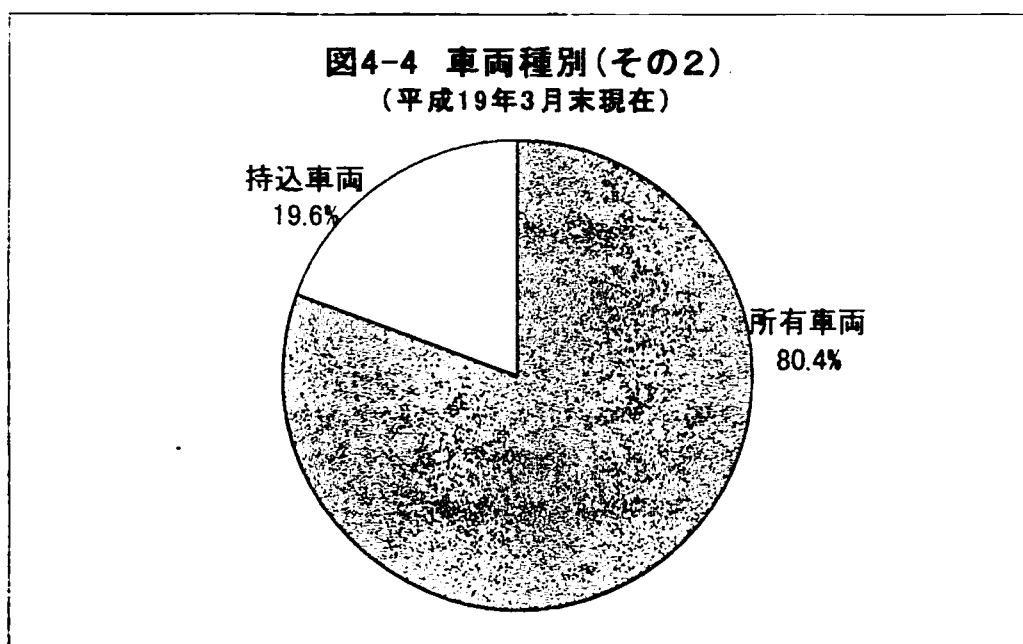
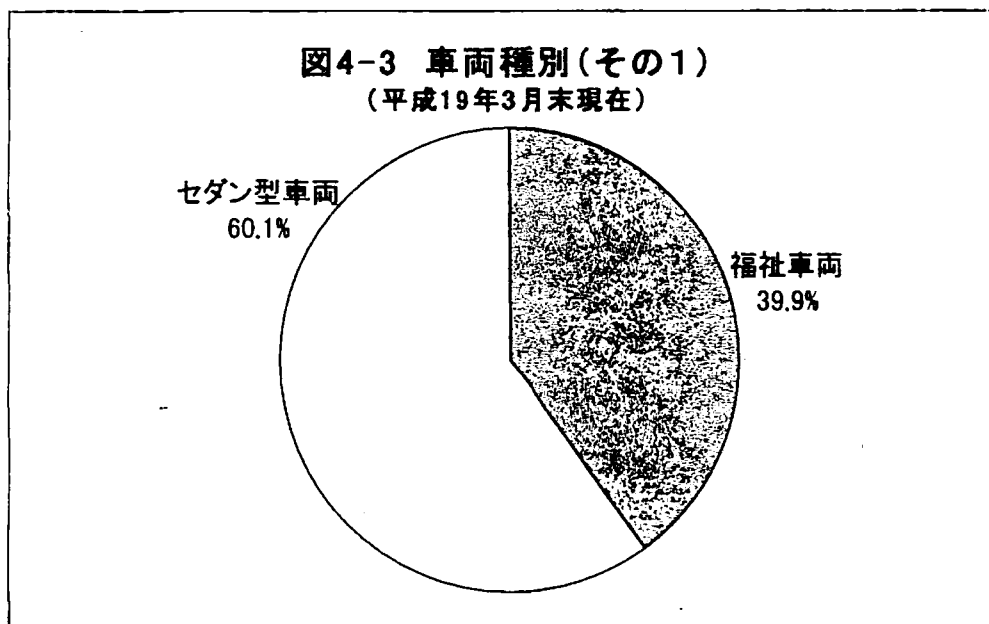


4.2 使用車両の種別

平成19年3月末現在で福祉有償運送に使用する車両の種別は、福祉車両が9月末現在に対

し16台増の267台（39.9%）、セダン型車両が同じく10台減の402台（60.1%）と、依然とセダン型車両が全体の約6割を占めています。ただし、福祉車両の割合は、9月末現在に対し2.0%増加しています。（図4-1、図4-3）

また、所有・持込の別では、所有車両が6月末現在に対し14台増の538台（80.4%）、持込車両が同じく8台減の131台（19.6%）となっており、持込車両の割合は、9月末現在に対し0.5%減少し、全体の2割を下回っています。（図4-2、図4-4）



## (5) 運行の状況

### 5.1 延べ運行件数(延べ利用件数)

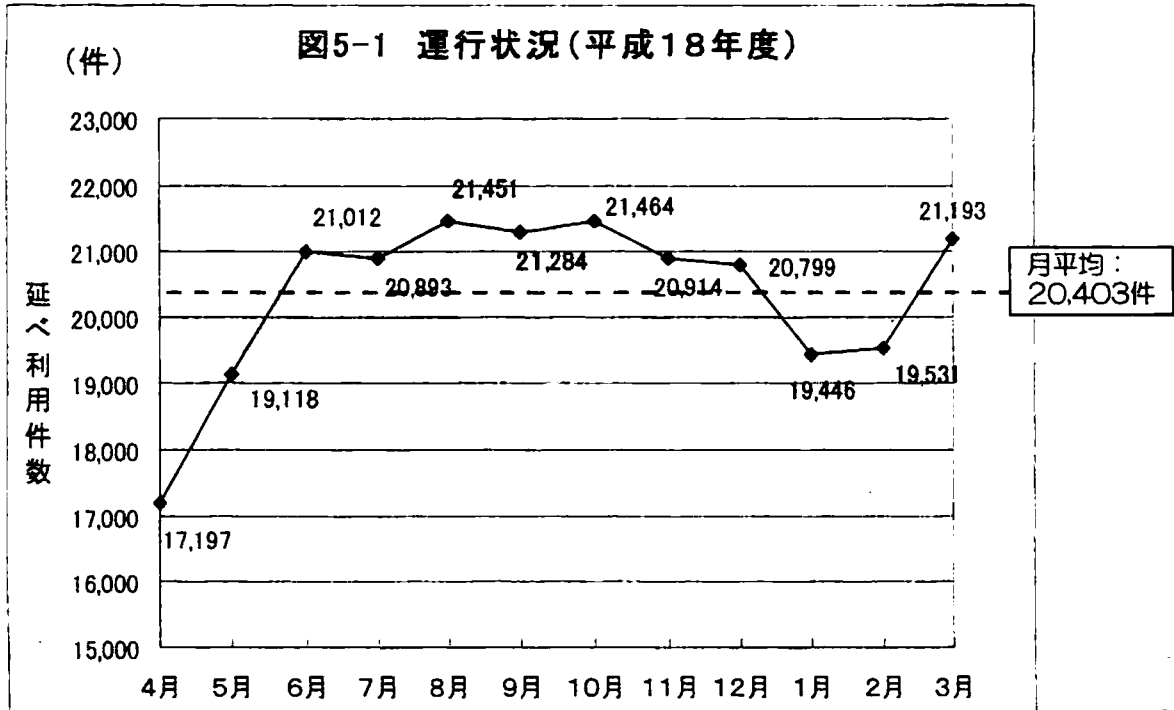
平成19年度下半期(平成18年10月～平成19年3月)6ヶ月の福祉有償運送の運行件数(延べ利用件数)は、10月が21,464件、11月が20,914件、12月が20,

799件、1月が19,446件、2月が19,531件、3月が21,193件、合計123,347件となっており、平成18年度1年間では244,834件で、1月間の平均運行件数は、20,403件となっております。(図5-1)

【参考】平成16年度(平成16年4月～平成17年3月)1年間の非営利法人による有償運送の実績

: 258,207件(1ヶ月平均: 21,517件)

(平成17年6月実施:「有償による福祉及び介護移送サービスの状況調査」より)



## 5.2 会員1人当たりの運行件数

平成18年度(平成18年4月～平成19年3月)1年間の会員1人当たりの平均運行件数は28.3件、1ヶ月間あたりでは、会員1人当たり平均2.4件となっております。

このことは、各会員が、月に福祉有償運送を2～3回利用したことを示しています。

(表1: 会員1人当たり件数)

## 5.3 運転者1人当たりの運行件数

平成18年度(平成18年4月～平成19年3月)1年間の運転者1人当たりの平均運行件数は284.0件、1ヶ月間あたりでは、運転者1人当たり平均23.7件となっております。

このことは、各運転者が、1日1回弱福祉有償運送に従事したことを示しています。

(表1: 運転者1人当たり件数)

## 5.4 車両1台当たりの運行件数

平成18年度(平成18年4月～平成19年3月)1年間の車両1台当たりの平均運行件数は366.0件、1ヶ月間あたりでは、車両1台当たり平均30.5件となっております。

このことは、各車両が、1日1回程度福祉有償運送のために稼働したことを示しています。

(表1: 車両1台当たり件数)



表1:要素別平均運行件数

	平成18年度
運行件数	244,834
期末現在会員数(単位:人)	8,648
期末現在運転者数(単位:人)	862
期末現在車両数(単位:台)	669
会員1人当たり件数(件/人・12月)	28.3
運転者1人当たり件数(件/人・12月)	284.0
車両1台当たり件数(件/台・12月)	366.0
会員1人当たり件数(件/人・月)	2.4
運手者1人当たり件数(件/人・月)	23.7
車両1台当たり件数(件/台・月)	30.5

(6) 事故の状況

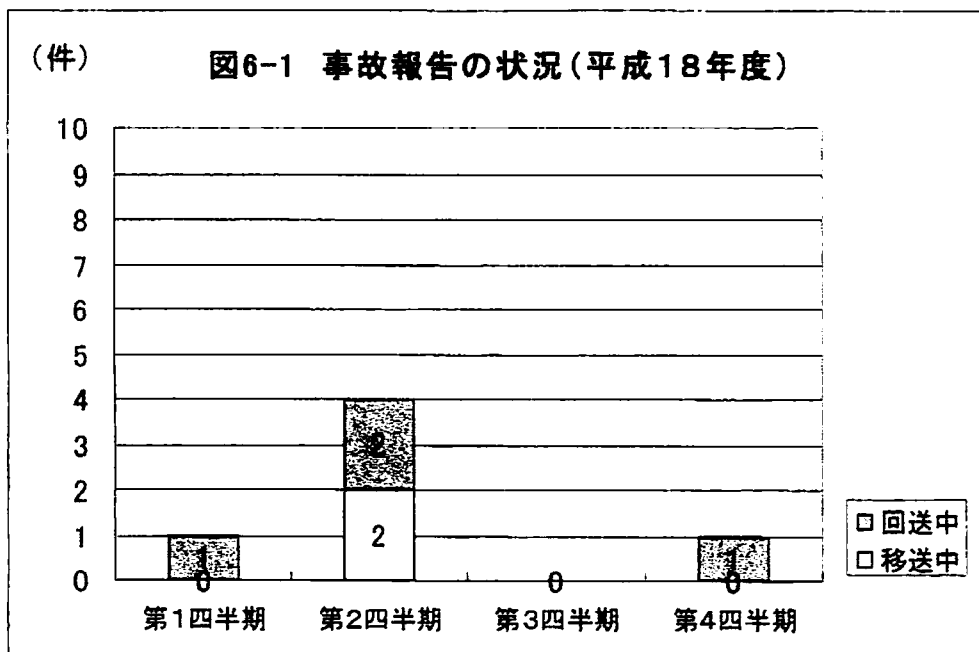
6.1 事故の件数

平成18年度下半期(平成18年10月~平成19年3月)の6ヶ月間に、福祉有償運送実施後の回送中の事故が1件報告されています。(図6-1)

6.2 具体的な事例

事故の概要は次のとおりです。

■利用者を病院へ移送後の回送途上、センターラインのない狭い市道を走行中、脇道から進入した軽自動車と接触。バンパーを破損。



## (7) 苦情の状況

### 7.1 苦情の件数

平成18年度下半期(平成18年10月～平成19年3月)の6ヶ月間に、利用者などから、運送主体であるNPO法人等に寄せられた苦情は1件でした。

また、その他に、県へ8件の苦情が寄せられています。

### 7.2 具体的な事例

苦情の具体的な事例は、次のとおりです。

#### ◆運転者について

- ・「有償運送車両」の表示をした車両の運転手が、喫煙しながら、かつ、携帯電話を使用しながら運転していた。同日に同じ運転者について同様の状況を3回目撃した。利用者は無かったかいかかなものか。(運営協議会委員)

#### ◆車体表示について

- ・福祉有償運送の実施中に、車両側面に法人名の表示をしていない。(訪問介護事業所、行政関係者)
- ・福祉有償運送の実施中に、車両側面に「有償運送車両」の表示をしていない事業所がある。(訪問介護事業所、行政関係者、利用者家族)

#### ◆その他

- ・特定地域において、病院前での客引きと思われる行為が見られる。車両等に表示がないことから実態つかめないが疑わしい。(タクシー関係者)